

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)について

1 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）とは

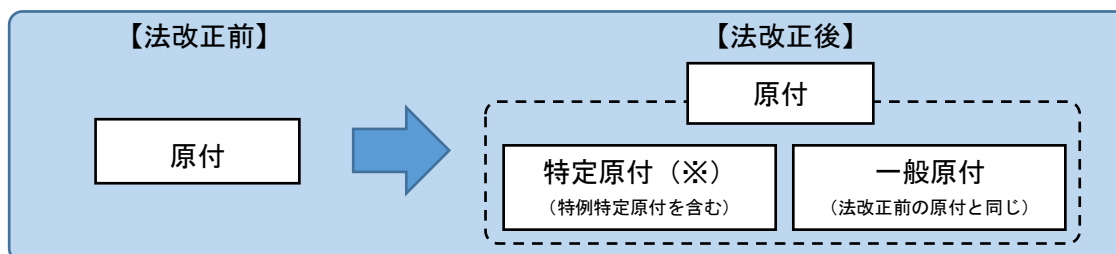
特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）とは、右図のようなキックボードに電動機を装備したもので、車体の大きさや構造等によって、車両区分が異なります。



2 改正道路交通法（原動機付自転車の定義）について

従来の電動キックボードの車両区分は、そのほとんどが原動機付自転車（以下「原付」という。）でしたが、令和5年7月1日施行の道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、原付の車両区分が電動キックボードを表す「特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）」と従来の原付を表す「一般原動機付自転車（以下「一般原付」という。）」に定義分けされました。

なお、特定原付のうち「**特例**特定原動機付自転車（以下「**特例**特定原付」という。）」の基準を満たすものは、一定の条件の下で歩道を通行することができます。



※ 【特定原付（電動キックボード等）の基準】

- 車体の大きさ
長さ：190センチメートル以下 幅：60センチメートル以下
- 車体の構造
 - ・ 原動機として、定格出力が0.6キロワット以下の電動機であること。
 - ・ 時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
 - ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
 - ・ オートマチック・トランスミッション（AT）であること。
 - ・ 最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。

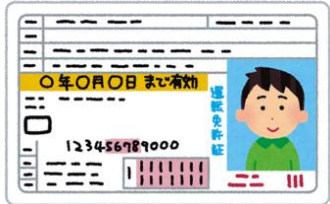
【**特例**特定小型原動機付自転車の基準】

特定小型原動機付自転車のうち、次のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものは、**特例**特定小型原動機付自転車（以下「**特例**特定原付」という。）に区分され、例外的に歩道を通行することができます。

- 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること。
- 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること。 等

これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボードであっても、令和5年7月1日以降であっても、その定格出力により、一般原付、自動二輪車等に該当しますので、その車両区分に応じた交通ルールが適用され、運転免許も必要となります。

3 特定原付及び一般原付の道路交通法等の差異

特定原付	一般原付
【運転免許関係】 運転免許は不要ですが、16歳未満の者が特定原付を運転することは禁止されています。 また、16歳未満の者へ特定原付を提供することも禁止されています。 罰則・・・ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 点数・・・ 点数なし（特定原付は、点数制度対象外（以下同じ。））	【運転免許関係】 原付以上の運転免許が必要になります。  罰則・・・ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 点数・・・ 25点
【乗車用ヘルメットの着用】 乗車用ヘルメットの着用は、努力義務ですが、頭部を守り交通事故の被害を軽減するためには、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。	【乗車用ヘルメットの着用】 乗車用ヘルメットは、義務ですので、必ずかぶらなければなりません。  点数・・・ 1点
【必要な装置（保安基準）】 制動装置、前照灯、尾灯、制動灯、後部反射器、警音器、方向指示器、<u>最高速度表示灯</u>（<u>車道：緑色点灯、歩道：緑色点滅</u>）等 最高速度表示灯は、車道では緑色点灯、歩道では緑色点滅となります。なお、令和5年7月1日前に製造された特定原付で最高速度表示灯がないものは、令和6年12月22日までに最高速度表示灯を備えなければなりません。ただし、歩道での走行を想定していない場合は、点滅機能は必要ありません。  罰則・・・ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	【必要な装置（保安基準）】 制動装置、前照灯、尾灯、制動灯、後部反射器、警音器、方向指示器、<u>後写鏡</u>、<u>番号灯</u>、<u>速度計</u>等 点数・・・ 2点（制動装置等違反） 1点（尾灯等違反）

【通行する場所】

車道を通行しなければなりません。ただし、特例特定原付は、一定の条件の下、歩道を通行することができます。

○ 車道を通行する場合

他の車両と同様に左側通行となります。なお、自転車と同様に普通自転車専用通行帯がある道路では、普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

また、自転車道も必要により通行することができます。

【通行する場所】

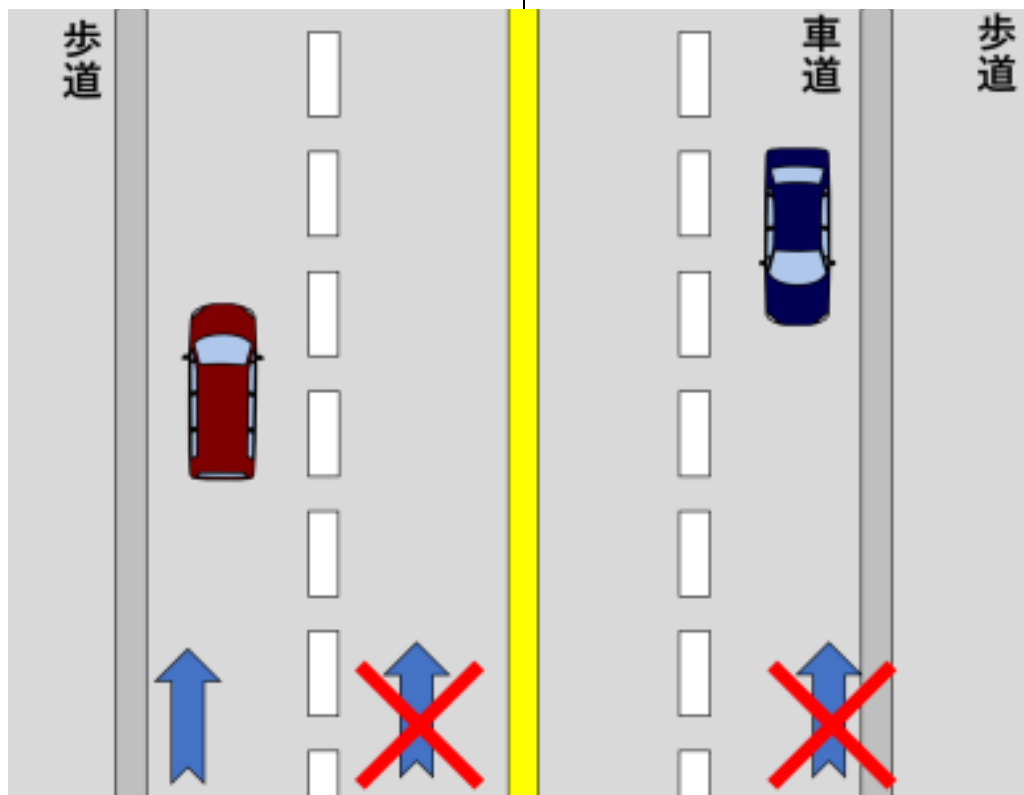
車道を通行しなければなりません。ただし、道路外の施設又は場所に入出入りするためやむを得ない場合に歩道等を横断することができます。

点数・・・ 2点

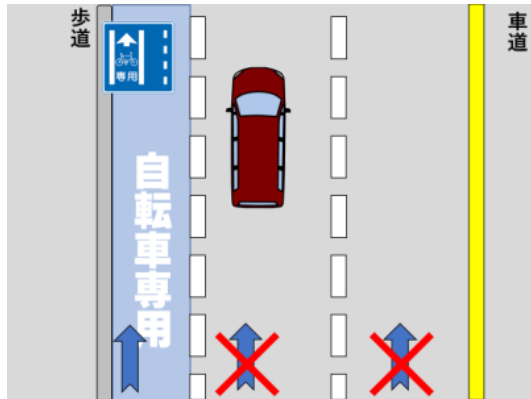
罰則・・・ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

<イメージ図>

○ 車道を通行する場合



○ 普通自転車専用通行帯がある場合

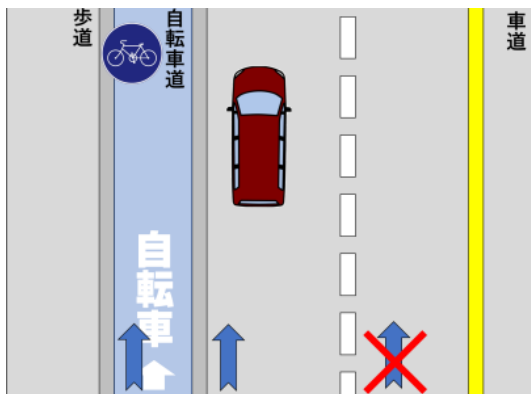


※ 普通自転車専用通行帯を通行することはできません。ただし、道路外の施設又は場所に入り出すためやむを得ない場合に普通自転車専用通行帯を横断することができます。

罰則・・・ 5万円以下の罰金

点数・・・ 1点

○ 自転車道がある場合



※ 自転車道を通行することはできません。ただし、道路外の施設又は場所に入り出すためやむを得ない場合に自転車道を横断することができます。

罰則・・・ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

点数・・・ 2点

○ 歩道を通行できる場合

特例特定原付は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限り、歩道通行が認められます（全ての歩道を通行できるわけではありません。）。



「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されていることを確認してください。

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を徐行して通行しなければなりません。

※ 歩道を通行することはできません。ただし、道路外の施設又は場所に入り出すためやむを得ない場合に歩道を横断することができます。

罰則・・・ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

点数・・・ 2点

ただし、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

罰則・・・ 2万円以下の罰金又は科料



【右折の方法（二段階右折）】

全ての交差点でも、いわゆる「二段階右折」（※）をしなければなりません。

二段階右折とは、青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むことをいいます。

【右折の方法（二段階右折）】

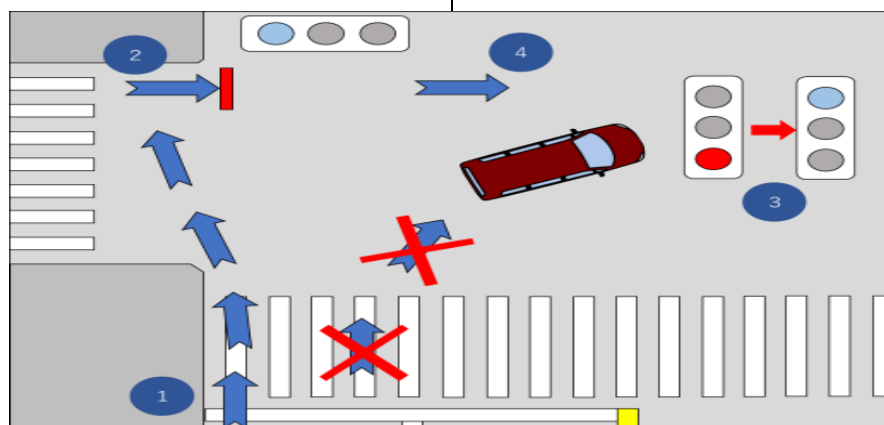
二段階右折の道路標識が設けられている交差点、または交通整理の行われている多通行帯道路の交差点では、原則として二段階右折をしなければなりません。

多通行帯道路とは、道路の左側部分に車両通行帯が3以上設けられている道路をいいます。

点数・・・ 1点

罰則・・・ 2万円以下の罰金又は科料

○ 二段階右折の方法



この他にも、特定原付及び一般原付の運転者は、**飲酒運転の禁止**、**指定場所での一時停止**、**携帯電話使用等の使用禁止**など、車両の運転者として道路交通法などのルールを守って運転しなければなりません。

4 交通事故の対応

運転者等は、交通事故を起こした場合、

- 事故の続発を防ぐため、安全な場所に車を止めエンジンを切る
- 負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、可能な応急救護処置を行う
- 事故発生場所、負傷者数や負傷程度などを警察官に報告し、指示を受ける

の措置を講じなければなりません。

これらの措置を講じなければ、いわゆる「ひき逃げ」又は「当て逃げ」になります。

○ 死傷事故（ひき逃げ）の場合

罰則・・・ 10年以下の懲役100万円以下の罰金

点数・・・ 35点

○ 物件事故（当て逃げ）の場合

罰則・・・ 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

点数・・・ 5点

5 注意事項

特定原付を運転する場合に、電動機を動かさず

- ・ 下り坂を惰性で通行させる場合
- ・ 地面を足で蹴って通行させる場合

も「運転」になりますので、ご注意ください。

6 その他必要なこと

- ・ 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入
- ・ 地方税法に基づく軽自動車税（市町村税）の納税及び課税標識（ナンバー）の表示

7 その他

警察庁ホームページ

「特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する主な交通ルールについて」

にも、特定原付について紹介していますので、参照してください

（上記項目をクリックすると、警察庁ホームページへリンクして【警察庁特設ページ】
います。）。



福岡県警察本部交通部交通企画課 自動運転対策係
092-641-4141（内線5047）